

泉大津市教育委員会会議 令和5年第5回定例会

会 議 事 項

(令和5年5月17日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 2 5 号 泉大津市立学校校舎等使用規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 2 6 号 泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について
- 日程第 3 報告第 1 1 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 5 議案第 2 7 号 令和 5 年度泉大津市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 報告第 1 2 号 令和 4 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しについて

議案第25号

泉大津市立学校校舎等使用規則の一部改正について

1 趣 旨

本市学校施設の目的外使用について、普通使用できる団体を明確化するため、団体の構成内容を変更するとともに、学校施設を使用する団体に対し、施設使用に係る実費を納付してもらうため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別紙1のとおり

3 施行期日等

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市立学校校舎等使用規則の一部を改正する規則（案）

泉大津市立学校校舎等使用規則（平成 29 年泉大津市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「市民及び市内の団体」を「構成員の過半数が市内に在住、通勤又は通学する者で組織される団体」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（実費の納付）

第 14 条 普通使用する団体は、別に定めるところにより、その使用に係る実費を納めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、令和 5 年 7 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

泉大津市立学校校舎等使用規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 学校施設 泉大津市立学校の用に供している土地、その地上工作物及び建物をいう。</p> <p>(2) 普通使用 <u>構成員の過半数が市内に在住、通勤又は通学する者で組織される団体</u>がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することをいう。</p> <p>(3) 特別使用 前号以外の目的で学校施設を使用することをいう。</p> <p><u>(実費の納付)</u></p> <p><u>第14条 普通使用する団体は、別に定めるところにより、その使用に係る実費を納めなければならない。</u></p> <p><u>第15条 (略)</u></p> <p><u>第16条 (略)</u></p> <p><u>第17条 (略)</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 学校施設 泉大津市立学校の用に供している土地、その地上工作物及び建物をいう。</p> <p>(2) 普通使用 <u>市民及び市内の団体</u>がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することをいう。</p> <p>(3) 特別使用 前号以外の目的で学校施設を使用することをいう。</p> <p><u>第14条 (略)</u></p> <p><u>第15条 (略)</u></p> <p><u>第16条 (略)</u></p>

議案第26号

泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収 に関する要綱の制定について

1 趣 旨

泉大津市立学校校舎等使用規則第14条に規定する実費の徴収に関し、学校体育館に設置された空調設備を使用するときの実費を徴収するにあたり、必要な事項を定める要綱を制定するものである。

2 制定内容

別紙2のとおり

3 施行期日等

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

泉大津市教育委員会公告第 号

泉大津市立学校校舎等の使用に係る実費の徴収に関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、泉大津市立学校校舎等使用規則（平成 29 年泉大津市教育委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 14 条に規定する実費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（対象施設）

第 3 条 この要綱により実費を徴収する学校施設は、泉大津市立学校園条例（昭和 40 年泉大津市条例第 4 号）に規定する泉大津市立小学校及び泉大津市立中学校の体育館（以下「学校体育館」という。）とする。

（実費の徴収等）

第 4 条 泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校体育館を普通使用する団体から、学校体育館に設置された空調設備（以下「空調設備」という。）を使用するときの実費（以下「実費」という。）を徴収するものとする。

2 前項に規定する実費の額は、空調設備の利用 12 分につき 500 円とする。ただし、使用時間に 12 分未満の端数がある場合は、12 分使用したものとみなす。

3 実費の支払は、教育委員会が発行するプリペイドカードの購入によるものとする。

4 既に徴収した実費は、還付しない。ただし、次に掲げるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責によらない理由により空調設備の使用ができないとき。

(2) 教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、実費を徴収しないものとする。

- (1) 市が主体となって事業を行うために学校体育館を使用するとき。
- (2) 使用者が市と連携して行事、活動等を実施するために学校体育館を使用するとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和5年7月1日以後の学校体育館の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

報告第 1 1 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）～ 令和 5 年 4 月 3 0 日（日）

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体	
1	R5.4.11	R5.5.20 ～5.21 R5.6.3～ 6.4	キッズマネースクール	ボックスゼロ	新
2	R5.4.12	R5.5.20 ～5.21	備-1 グランプリ！～備蓄防災食レシピ ポップコンテスト～	公益社団法人泉大津青年会議所	新
3	R5.4.19	R5.5.14	泉大津出身アーティスト辻笙出演映画 『かば』×『ともる』映画上映会	あすとホール	新
4	R5.4.19	R5.6.25	未来へつなぐコンサート～条南若葉会20 周年コンサート～	あすとホール	新
5	R5.4.21	R5.7.29	第60回道徳教育研究会	大阪府モラロジー協議会	
6	R5.4.19	R5.6.11	夏をいろいろアートな体験会	アトリエSubaru	新
7	R5.4.19	R5.10.7	第18回留学生日本語弁論大会	羽衣国際大学 国際交流委員会	
8	R5.4.25	R5.5.20 ～12.9	2023年度いながわPAL村計画	NPO法人ピープルアクティブライフ	
9	R5.4.25	R5.5.1～ R6.1.20	2023年度PALガリレオマスターズ	NPO法人ピープルアクティブライフ	
10	R5.4.25	R5.7.20 ～8.21	第115回毎日新聞社浜寺水練学校	毎日新聞社大阪事業本部	
11	R5.4.27	R5.6.10	「震災と埋蔵文化財保護～さんりく大船渡 の縄文遺跡と池上曾根の弥生遺跡から ～」	復幸の架け橋実行委員会	新